

○八戸圏域水道企業団水道本管工事業者入札参加資格審査格付基準

平成31年1月7日

改正 令和元年5月30日

令和2年5月28日

令和3年5月31日

令和4年5月27日

(趣旨)

第1条 この基準は、八戸圏域水道企業団が発注する水道本管工事の入札に参加する者の資格審査及び格付をするための基準を定めるものとする。

(一部改正〔令和4年5月27日〕)

(定義)

第2条 この基準において「水道本管工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する水道施設工事のうち導水管、送水管又は配水管を布設する工事その他附帯の工事をいう。

(一部改正〔令和3年5月31日〕)

(申請)

第3条 水道本管工事の入札への参加を希望する者は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)が別に定める申請書及び添付書類(以下「申請書類」という。)を企業長に提出しなければならない。

2 前項の申請書類の受付は、毎年2月に行うものとする。

(一部改正〔令和3年5月31日〕)

(審査)

第4条 企業団が発注する水道本管工事の入札に参加できる者の資格審査は、八戸圏域水道企業団建設工事等の競争入札参加者資格審査実施要綱(平成31年1月7日制定)に定めるもののほか、次に掲げる要件の具備についても併せて審査する。

- (1) 水道施設工事に係る建設業の許可を受けていること。
- (2) 八戸市、三戸郡(三戸町、五戸町、田子町、階上町、南部町及び新郷村をいう。)又は上北郡のうち六戸町若しくはおいらせ町内に本店を有していること。
- (3) 水道施設工事に係る建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4の通知書に記載されている総合評定値及び直前2又は3事業年度における年間平均完成工事高があること。
- (4) 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4の規定による給水装置工事主任技術者、公益財団法人給水工事技術振興財団が認定する給水装置工事配管技能者及び公益社団法人日本水

道協会が認定する配水管技能者(耐震継手)の資格を有する者をそれぞれ1人以上常時雇用していること。

- (5) 口径500ミリメートル以上の大口径管を布設する工事については、前号に定める資格を有する者のほか公益社団法人日本水道協会が認定する配水管技能者(大口径)の資格を有する者を常時雇用していること。

(一部改正〔令和3年5月31日・4年5月27日〕)

(格付の構成)

第5条 水道本管工事の格付については、客観的評点と主観的評点を合計した値(以下「総合評価点」という。)に基づき行うものとする。

2 客観的評点は、建設業法施行規則第21条の4の通知書に記載されている水道施設工事の総合評価値(P)とする。

3 主観的評点は、参加資格者が次の各号に該当する場合において、当該各号に定める数値を加算した値の合計値とする。

(1) 申請書類を提出した日(以下「申請日」という。)の属する年度において八戸圏域水道企業団請負工事成績評定取扱要領(平成16年6月17日制定。以下「工事成績要領」という。)

第2条に規定する完成検査が終了した工事がある場合 当該工事について工事成績要領第6条の工事成績評定通知書に記載された総合評定点の平均値(小数点以下端数がある場合は、第2位未満を四捨五入する。)から60点を減じた数値(ただし、次号の場合を除く。)

(2) 前号において総合評定点の平均値が70点以上の場合 当該平均値から60点を減じた値を2倍した数値

(3) 申請日の属する月の初日(以下「基準日」という。)現在において常時雇用している職員のうち、公益財団法人給水工事技術振興財団が認定する給水装置工事配管技能者の資格を有する職員がいる場合 1人につき1

(4) 基準日現在において常時雇用している職員のうち、公益社団法人日本水道協会が認定する配水管技能者(大口径)の資格を有する職員がいる場合 1人につき1

(5) 基準日現在において常時雇用している職員のうち、公益社団法人日本水道協会が認定する配水管技能者(耐震継手)の資格を有する職員がいる場合 1人につき2

(6) 基準日現在において常時雇用している職員のうち、企業団主催の仕切弁操作技術講習会を受講し修了した職員がいる場合 1人につき0.5

(7) 基準日現在において常時雇用している職員のうち、企業団主催の漏水防止基本技術講習会を受講し修了した職員がいる場合 1人につき0.5

(8) 企業団との間で給・配水設備緊急修繕協定を締結した場合 水道本管工事に格付をされた者の前項の総合評価値の平均値の20分の1(小数点以下の端数があるときは、これを四捨

五入する。)

(一部改正〔令和3年5月31日・4年5月27日〕)

(等級認定)

第6条 水道本管工事の等級認定は次表のとおりとし、右欄の基準に応じて左欄に定める等級に従い格付を行うものとする。

等級	基準
A	総合評価点が877以上
B	総合評価点が877未満

(一部改正〔令和元年5月30日・2年5月28日・3年5月31日・4年5月27日〕)

(格付)

第7条 第5条第3項第1号の規定による完成検査が終了した工事がある場合において工事成績要領第6条の工事成績評定通知書に記載された総合評定点の平均値が60点未満となる者の格付の取扱いは、次の各号に該当するときは、当該各号に定める格付とする。

- (1) 前年度の等級より上位等級に格付される予定の者 上位等級への格付とせず、前年度の等級の最上位とする。
- (2) 前年度の等級と同一等級に格付される予定の者 下位等級の最上位とする。

2 新規申請者は、初年度の格付をB等級とする。

(一部改正〔令和3年5月31日〕)

(格付の公表)

第8条 格付は毎年6月1日付で行い、これを公表するものとする。

附 則

この基準は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和元年5月30日)

この基準は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年5月28日)

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年5月31日)

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和4年5月27日)

この基準は、令和4年6月1日から施行する。